

第 54 号議案

豊後大野市税条例の一部改正について

豊後大野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

平成 30 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が施行され、同年 5 月 23 日に、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）が公布されたことに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。